

平成30年度

# エコ住宅整備促進補助金のご案内

住宅の省エネ化を促進するため、省エネ性能の高い住宅の新築や改修に助成します。



## 対象

「いしかわ家庭版環境ISOエコファミリー」に認定されている方（認定見込みの方も含む）

【エコファミリーに認定されるには】

県が用意した取組シートにて、省エネ、省資源、ゴミ削減計画を立て、3か月間実践した後、実績を報告することで「エコファミリー」に認定されます。計画、報告、認定申請については、スマートフォン、PCから行うことができます。

## 要件

詳しくは…

[いしかわエコライフ応援サイト](#)

検索



次の全ての条件を満たすこと

- 1 石川県内に自ら居住するための戸建住宅の新築、購入もしくは改修
- 2 いしかわ住まいの省エネパスポートにおいて5つ星の評価を受けた住宅
- 3 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間に工事が完成(期限厳守)
- 4 国の補助金の交付を受けていないこと  
※併用が可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

改修については次の条件も満たすこと

- 5 平成24年3月31日以前に竣工した住宅に対する工事とし、施工等に要する費用の総額が200万円以上(注)であること  
(注) 太陽光発電システム、風力発電システム、ウッドデッキ、カーポート、植栽等屋外付帯工事を除く

## 補助金額

一律 10万円



断熱リフォーム

## 申込期間

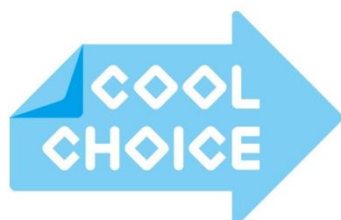
平成30年4月1日(日) ~  
平成30年**12月31日(火)** (消印有効)

※建築確認済証発行日から30日以内に申込をして下さい。

(ただし、建売住宅の購入や建築確認を必要としない工事の場合は、契約締結日から30日以内)

※建築確認済証発行日等が平成30年3月31日以前の工事に限り、平成30年6月30日まで申込を受け付けます。

※申込期限前に受付を終了することがあります。



## 【問合せ・申請先】

石川県生活環境部温暖化・里山対策室

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/index.html>

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: 076-225-1462 FAX: 076-225-1479

E-mail: [ontai@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:ontai@pref.ishikawa.lg.jp)

# いしかわ住まいの省エネパスポート

➤ **住宅の省エネ性能**を、建物の断熱性能や暖冷房設備の性能などから1つ星～5つ星の**5段階で評価**し、年間に必要となる概算のエネルギー量を表示する制度です。

この省エネパスポートは、「**石川県エコ住宅アドバイザー**」のうち所定の講習を受講した方が発行することができます。

「石川県エコ住宅アドバイザー」の名簿は下記ホームページに掲載してありますので参照下さい。  
[http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/pp/eco\\_kaisyu/index.html](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/pp/eco_kaisyu/index.html)

新築・建売購入と改修では、パスポートの評価内容が異なります。詳しくは、「石川県エコ住宅アドバイザー」にご確認ください。

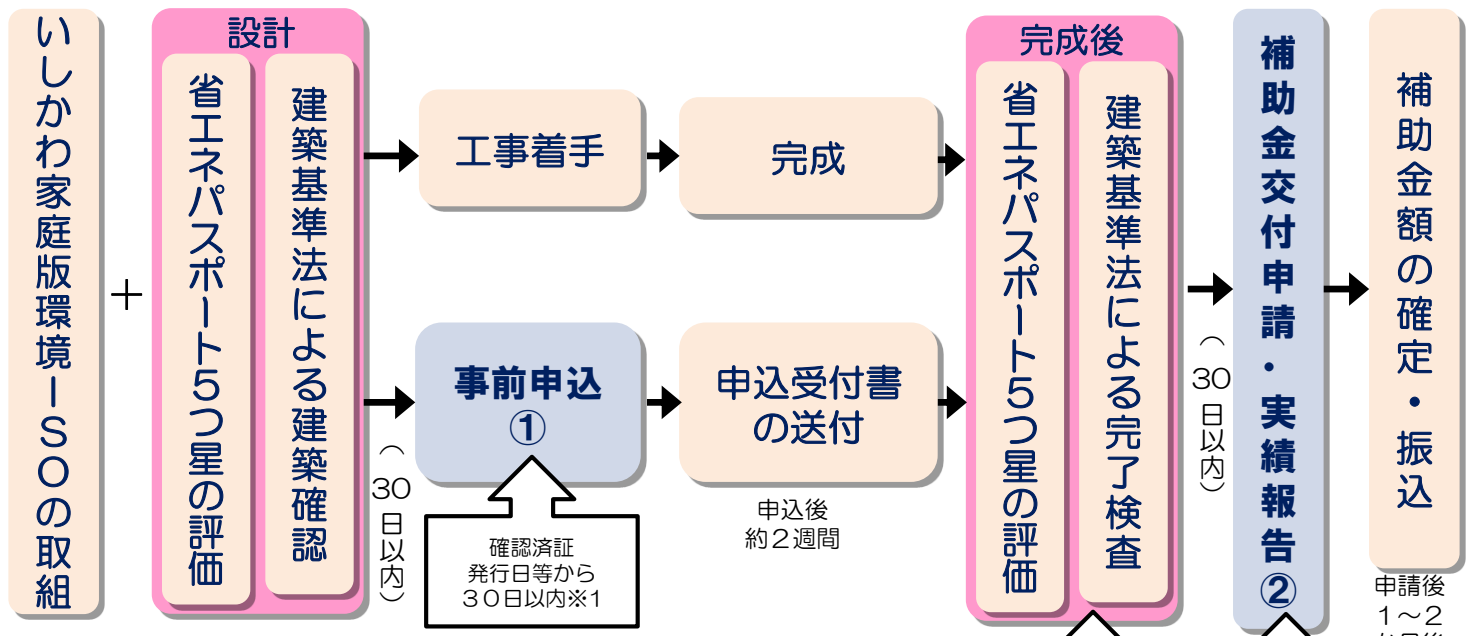


## 手続きの流れ

設計

工事

補助金  
申請・受理



〔提出書類及び添付書類〕 様式はホームページよりダウンロードできます。

①事前申込書

- ・工事契約書の写し (改修の場合は工事内容・内訳のわかるもの)
- ・建築確認済証の写し (※4)
- ・省エネパスポート(予定)の写し
- ・申請時における建設等予定地の写真
- ・躯体改修工事予定箇所の写真(改修のみ)
- ・建築年がわかる書類 (改修のみ)

②補助金交付申請書兼実績報告書

- ・検査済証の写し (※5)
- ・省エネパスポート(完成)の写し
- ・完成写真
- ・躯体改修工事箇所(施工中・完成時)の写真(改修のみ)
- ・債権者登録申出書
- ・請求書

- ※1 建売住宅の購入や建築確認を必要としない工事の場合は、契約締結日から30日以内。(ただし、建築確認済証発行日等が平成30年3月31日以前の工事に限り、同年6月30日まで申込を受け付けます。)
- ※2 建築確認済証発行日等が平成30年3月31日以前で同年1月1日から6月30日までに工事が完成した場合、事前申込書の提出を省略することができ、同年6月30日まで実績報告書の提出のみで受け付けます。
- ※3 建売住宅の購入や完了検査を必要としない工事の場合は、引渡日から30日以内。
- ※4 建築確認を必要としない地域での建築の場合は、建築工事届の写し。
- ※5 建売住宅の購入や完了検査を必要としない工事の場合は、引渡書の写し。

【注意事項】

- ・申込多数により予算額を超えた場合は、申込期限前であっても、受付を終了することがあります。
- ・事前申込受付書は、補助金交付を決定したものではありません。補助金交付については、補助金交付申請書兼実績報告書の内容が適正と認められたものに対して、交付を決定します。
- ・対象期間中に工事が完了しない場合は、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。
- ・補助金交付の翌年、1年間の電気、ガス、灯油等の使用量の報告をいただきます。(電気使用量の確認のため検針データ等は保管しておいてください。)
- ・この補助制度の利用は、新築・改修に限らず、1つの住宅につき1回に限ります。